

日本弁護士連合会主催の下記集会における 裁判当事者の発言要旨

1. 集会：

「これではこわくて裁判を起こせない」
弁護士報酬の敗訴者負担に反対する集い

2. 開催日：

2002年11月22日（金）

3. 発言者：

平野暉人	（ハンセン訴訟当事者）
加勢ナナ子	（医療過誤訴訟当事者）
西順司	（大気汚染訴訟当事者）
細谷紫朗	（借地借家人の立場から）
水田東子	（融資型変額保険裁判の当事者）
村山章	（化学物質過敏症裁判当事者）
塙隆	（商工ローン裁判当事者）
小林新	（中国人戦争被害者の要求を支援する立場から）
関口ゆみ子	（野村証券男女賃金昇格差別事件当事者）

98年7月31日「らい予防法」違憲国賠訴訟が熊本地裁に提起された。後を追うように、99年3月26日、東京地裁に、同年9月27日に岡山地裁に同じ訴訟が提起された。3年というスピード審理の下に、この事件が、2001年5月11日熊本地裁で原告全面勝訴判決、相次いで3地裁の原告全員が和解で解決し、恒久対策も含め全面解決の道が確定されたことは数々の報道で周知のことと思う。後に、多くの識者がなぜこのような人権侵害が放置されたのか理解できないと語り、「控訴すべきでない」と声をあげた多くの超党派の国会議員、超党派の支援者がいた。そして人権侵害ということでこれほどわかりやすい事件はないと、位置づけられた。

しかし、このような事件においてすら、国は全面的に争い、原告の被害を歪曲し、理由のない提訴であると反論した。国は論争のなかで民法724条の除斥期間を持ち出し、違法行為はあったとしても除斥期間が経過したという卑怯な逃げをうった。国のこの応訴態度は熊本地裁判決のなかで厳しく批判されている。

加えて、当初、「負ければ弁護士費用も負担しなければならないのだから、弁護士の話に乗ってうかうかと原告になどならない方が良い」という噂がハンセン病療養所内をとびかった。

強制隔離され、差別偏見にさらされた私たちは、社会人との交流を絶たれているため、前面に出ようとしない、平均年齢が75歳を上回り、在園期間は長い人で70年も療養所内に閉じこめられていた人々もあり、社会の仕組みに極度にうとい人々であった。除斥期間で逃げようとする国の対応に対しては、怒りは募るものの、そう書かれると本当に除斥期間を突破できるのかという疑問が消え去らず、さらに負ければ費用負担の問題が出てくると恐れた。狭い療養所のなかではこのような噂はたちまち広まった。そして噂に惑わされた人々は原告となることを躊躇するばかりでなく、原告としてともに闘おうと呼びかける、同じ仲間のはずの既提訴原告に対して反感を募らせた。

弁護団や第一次原告たちは、負けることはないと繰り返し力説するとともに、弁護士費用負担はあり得ないと説明して不安を取り除くことに力を注がねばならなかった。東京地裁原告についてみると、やはり当初原告数はなかなか増加しなかった。もとよりその大きな原因には差別偏見に対する元患者達の恐怖心があったが、費用負担の問題も大きな障害の一つになっていたことはまちがいない。

入所者4375名(当時)、社会内生活者1100名を対象とした熊本地裁判決の直前には全国の原告数は779名となり、この力が熊本地裁判決に及び、最終的には2300名を上回る原告となった。その後の全面解決に対して大きな影響を与えた。

しかし、この事件ですら、当初は提訴にあたっての費用負担問題が障害のひとつとなったことを認識しなければならない。

弁護士費用敗訴者負担という制度は、私たちのような立場だと、敗訴者負担という看板が大きな障害となることは必定である。人権侵害に蓋をしようとする制度と化すことは目にみえているといわなければならない。

国民の一人として許す訳にはいきません。

2002年11月22日

以上

今回の「弁護士報酬の敗訴負担」は、とても理解できません。

無駄な裁判は やるな、そんな裁判をやるから後悔するんだ、といわれているような気がします。

私は、家族の医療過誤裁判をかかえ、この春まで約5年間、裁判を闘ってきました。約9年前に家族が医療事故にあい、その介護とリハビリの毎日でした。一般に困難だといわれている医療裁判に訴えることを決意するのは、簡単なことではありませんでした。裁判をおこすかどうか悩みましたが、病院の対応に納得できず、東京の医療弁護団の門をたたきました。証拠保全と調査をお願いし、カルテを押さえた上で、協力していただける医師を探していただき、苦勞して裁判に漕ぎつけましたが、提訴の段階ではやるしかないが、勝てる保障はないという状態での出発でした。費用も弁護士に最初に支払った一定の着手金のほかに、長期入院期間のカルテは分量も多く、証拠保全や、意外に多額になった提訴の印紙代の負担も簡単ではありませんでした。もし提訴の時に、「負けた場合は、相手の方の弁護士費用を負担することになります。」と、言われていたら、提訴を躊躇していたことでしょう。勝てるかどうかもわからない不安な気持ちでスタートした裁判でしたから、負けた上に、相手の弁護士費用を負担することを考えると、経済的には勿論、精神的にも重荷に感じたと思います。

裁判を通して感じたことは、医療裁判は、医師仲間のしがらみのせいでしょうか、なかなか名前を出して意見をおっしゃっていただける協力医が見つからず、匿名を条件の協力医に相談しながらの大変に苦勞多い裁判でした。最終段階に至り、ようやく名前を出して鑑定意見書を書き、証人に立っていただける医師を探していただけることが出来ました。その先生の意見・証言をテコに勝訴判決の見通しがつきました。

最終的には、裁判所の勧告で、原告勝訴を前提とする満足できる内容の和解によって解決することができました。しかし、最後まで、名前を出せる協力医が見つかるという幸運がなかったら、この裁判もどういふ結果になっていたかは分からないと考えます。

連日、信じられないような医療ミスが相次いでいます。点滴の誤り、カルテ改ざん問題、勘違い手術など、後をたちません。こういう事件を聞く度に本当に心が痛みます。家族として納得できなければ、裁判に訴えることは当然でしょう。裁判を通して、医療事故が報告されれば、家族は勿論、病院や関係者も、少しでも医療をよくしようと努力することにもつながるでしょうし、医療の質の向上にも役立つことでしょう。医療事件は、専門的知識が必要とされるだけに、家族は裁判に訴えたとしても、疑問や不安も多いものです。でも裁判を通して、元気と勇気を与えられることも事実です。

しかし、「弁護士報酬の敗訴者負担」、「負けたときは病院側の弁護士費用も払うんだよ」なん言われれば、泣き寝入りする人も増えるのではないのでしょうか。一般の裁判でも消極的考えになるケースも多くなるのではないのでしょうか。

「弁護士報酬の敗訴者負担」は、21世紀にふさわしい司法制度改革の一つとして出されたものと聞いていますが、かえってこの制度は、一般市民を裁判から遠ざけることになると思います。あるべき司法制度としては、現在の基本を活かしながら、私たちにとって、わかりやすく、いつも、身近なものであってほしいものです。

以上

11/22「弁護士報酬の敗訴者負担に反対する集い」

東京大気裁判原告としての発言原稿

東京大気裁判原告 西 順司

- 1, 私は、弁護士報酬敗訴者負担制度に強く反対する立場で意見を述べます。
私たちの東京大気汚染公害裁判は、1996年5月に第1次提訴を行い、第4次提訴まで行い、518名の原告で裁判を闘っています。
この裁判は、これまでの各地の大気公害裁判とは異なり、自動車メーカーを初めて被告にし、東京23区全体の面的汚染を問題にし、国等の救済制度から放置されている被害者(未認定の患者を含む)新たな課題に挑戦の裁判です。
- 2, 去る10月29日、第1次訴訟の判決を受けました。国、都、首都高速道路公団には勝訴しましたが、面的汚染は認められず、損害賠償の対象原告は99名中7名のみ勝訴でした。自動車メーカー7社には全員敗訴しました。
私たちは、敗訴者負担制度が実施されれば、大変な金額(億の単位)の負担が強いられることになることが現実の問題となり、改めて愕然としました。
当然、控訴しましたが、控訴して勝てるのかも大きな議論になりました。弁護士報酬敗訴者負担制度は、私たちのような公害の裁判では、控訴することにも大きな障壁になります。こんな制度は絶対に認められないと思います。
- 3, まず裁判に取り組んだ私たちが驚いたのは、裁判にお金が掛かることです。損害賠償を請求するのに印紙代を取られるなど知りませんでした。弁護団が訴訟救助で努力してもらいましたが、原告本人だけでなく、同居家族の全収入が訴訟救助の判断基準だと知り強く矛盾を感じました。
一定の原告団加入金を取り対処しましたが、このことは、原告に多くの人を加入させることに大きな壁になりました。
今回も控訴するに当たって、控訴するときは、印紙代が当初の1.5倍になると聞かされびっくりし、怒りも覚えました。庶民に裁判をさせない壁のしくみが制度として作られていると感じました。
- 4, また、裁判が進行し、立証段階になって、被告が外国人証人を申請し、日本の大気汚染の研究もしていない証人は問題と原告側は反対しましたが、裁判所は、これを認め、このために原告側は、外国人証人の調査するために調査団を外国に派遣しました。研究論文の翻訳等費用含め原告団と、弁護団で費用分担しました。原告団もこのために一人6千円のカンパを募り、支援の人達の協力も得て、400万のカンパと弁護団の負担で賄いました。
- 5, これだけでなく、面的汚染の立証するためのシミレーション作成、被害実態を明らかにするための映画の作成(法廷内で上映)等、運動の費用は別にしても裁判だけでもさまざまな費用がかかるのです。6年間の間、裁判長、裁判官が次々と替わり現在の裁判長は、4人目です。私たちは、被害者の苦しみ

を新しい裁判官に理解して貰おうと、その度に更新弁論をし法廷内で映画も上映するなどしました。これとて費用が掛かるのです。裁判長、裁判官が次々と替わり、被害者の実情を本当に理解してくれているのだろうかと不安を感じます。

6. 私は、自分が裁判の原告になり、実際に裁判をしてみて、日本の裁判の仕組みが本当に庶民の裁判をする権利を保障しているかどうか疑問に感じました。

特に、私たちのような、国、都、道路公団の行政機関、自動車メーカーのような巨大企業を相手の裁判は、始めから勝てるかどうか確信があって起こすものではないのです。なんとかしなければという思いで起こすのです。

それだけでなく経済的負担も大変です。現実に私たちは、弁護士費用は、弁護士の自弁でやって貰っているのです。

被害者は、原告団の加入金、原告団会費の納入ですら大変なのに、敗訴したら被告側の弁護士料も支払うこととなれば、原告団に加入する人は、大幅に少なくなり特定の人達しか訴訟を起こせなくなることは明らかなです。国民の裁判する権利を奪うものとなる弁護士報酬敗訴者負担は反対です。司法改革は、国民がもっと気軽に裁判する権利を保障するものでなくては、ならないと思います。

それだけでなく、多くの人々に、公害の現実、被害の実態をしってもらうことは絶対に必要で、様々な取り組みをします。直接の裁判費用だけでなく運動費用も馬鹿にならないのです。

なお、最後に、私たちの裁判では、自動車のディーゼルエンジンの開発研究の経過もいろいろ問題になりました。これらの技術開発研究、エンジンの構造等に関する資料は被告、自動車メーカー、国等がみな独占し、重要な資料は、非公開となっています。被告側は、原告のカルテ、レントゲンその他、総ての資料の提出要求し、裁判官は、原告の反対を認めず、提出命令を出しました。しかし、エンジンの技術開発研究などの資料は被告側は、なかなか応ぜず、裁判官も原告側の要求に応じ提出命令を積極的に出さないきらいがありました。こうしたことは、裁判の審理の公正性を損なうものです。必要な資料は、総て求めがあれば公開されるべきです。

7. 東京大気汚染公害裁判は、先に述べたように、6年前に第1次提訴し、現在まで第4次提訴まで行い、原告は518名となっていますが、既に約60名の原告が亡くなっています。

私たち原告団、弁護団、支援の東京大気裁判勝利目指す実行委員会は、都には勝訴した5名の原告除き94名、国、道路公団、自動車メーカーには、全員控訴しました。判決行動のなかで自動車メーカーを中心に、早期全面解決の話し合い、自動車排ガスによる汚染原因者の財源負担による新たな被害者救済制度の確立を含む確書を勝ち取りました。闘いは、更に続けられます。今後とも皆さんのこれまで以上のご支援をお願いします。

借地借家人から見た敗訴者負担問題

細谷紫朗

1、借地借家人は常に裁判を起こされる側

借地借家人は、契約の更新時に貸主から契約の更新を拒否され、明渡しを求められ、裁判に訴えられることが日常茶飯時に起きている。裁判では貸主と借主双方の土地や建物を使う必要性などの事情が判断されて、正当事由があるなしで裁判の勝敗が左右されているが、勝つか負けるか争ってみないと分からないのが実態である。借地借家法「改正」をうけて、最近では借家の明渡し裁判では、立退き料の提供を補完事由として、借家人が敗訴になる事例も多く見受けられる。

2、法律知識のない借地借家人

借地借家人の多くは借地や借家の契約をはじめ、契約の更新などの際の法律知識がなく、貸主から契約の更新時に契約の更新を拒否されるのでないかと不安を感じ、常日頃から紛争が起きないことを願っている。法律上支払う義務のない更新料についても、もめるのがいやで支払わされているのが実態である。バブルの頃には、更新のたびに家賃が大幅に値上がりし、地代も毎年のように値上がりした。

3、敗訴者負担制度導入で借地借家人は一層裁判を敬遠

弁護士費用を負けた方が払わなければならないということになると、今以上に借地借家人は裁判を恐れ、敬遠するようになることは必至である。裁判を恐れるあまり、借地借家人の正当な権利の主張までなくなり、事前の交渉の段階で、不当な請求に屈して不利な示談に応じてしまうことが予想される。

敗訴者負担制度は、借地借家人を無権利状態におとしめ、結果として裁判で争う権利まで奪うものと言わざるを得ない。

金融商品被害の裁判経験者として絶対反対します

水田 東子

私は東京に住んでいるごく普通の家庭の主婦です。その私たち家族が融資型変額保険の被害に遭い、平成5年に裁判を起こしました。しかし平成8年に東京地裁で敗訴し、翌9年には高裁でも敗訴しました。そのため昨年の夏に銀行から競売をかけられてしまいました。

私たちの場合、勧誘に来た生保も銀行も大事なことを言わずに、無理な融資を押しつけて保険を契約させたのですが、彼らにその責任があるのに裁判ではそれが全く認められず、その結果銀行側の思いのままに追いつめられてしまったのです。

私たち家族は弁護士と一緒に銀行と闘い、今年の1月半ばに競売を取り下げさせましたが、その代わり解決を先送りしただけの不本意な返済条件を押しつけられました。行く末のこと、子供のことを思うと今でも気が休まりません。

もともと融資型変額保険はバブルの末期に大銀行と大生保が提携協力し、相続対策に最適と称して保険と融資を一体化させ、保険の運用が悪化した時のリスクを隠して大々的に売りまくったものなのです。その数は数万件といわれ、多くの高齢者が勧誘員の言葉を信じたために大きな被害を受け、社会問題にもなりました。

しかし裁判を起こしてみると、私たちの場合「勧誘員が以後の低率の運用を予測できなかったのはやむを得ないから説明義務を怠ったとはいえない」、また他の人の例では「原告のほうがもっと研究して責任を持って判断すべきだった」といったような、どうにも納得できない偏った判断で請求を棄却されてしまっていました。400件をこえる判決の9割がこの調子で切っ捨てられています。裁判所は何故ここまで金融機関の味方をするのでしょうか。

私がまず言いたいことは、こんな裁判がまかり通っている上に「弁護士報酬の敗訴者負担」とは一体何事かということです。司法アクセス検討会のメンバーはこのような実態を承知で議論をしようとしているのでしょうか。

理屈の上では、裁判官制度が変わればいい裁判官が出てくるから、真実を追求して公正な判断をしてくれる、だから敗訴者負担がよいではないか、となるかもしれませんが。しかし現在の法曹養成検討会の経過をみると、これに期待はかけられません。

仮に裁判官の質が変わり、現行の金融商品販売法のもとで裁いたとしても、私たちに判決を出したような裁判官が10人に1人いたとしたら、その裁判官に当たった人はみじめです。銀行への不当な負債に加えて弁護士報酬という二重の負担を強いられることになります。これを知ったら裁判に訴えることを躊躇するかもしれません。

また私の経験からみて、この制度の導入は和解の話し合いでもいい影響を与えません。相手が強気に出た上で裁判所に判決を促すような場面を思い浮かべると、我々は結果を恐れて不本意な和解案を呑まざるをえなくなります。さらに裁判まで行かない任意の交渉でも、情報量や交渉力の差から押しまわれ、「不満があるなら裁判で…、負けたらうちの弁護士報酬はあんた持ちだよ」と恫喝されたら、裁判をあきらめて泣き寝入りする人が出てくるでしょう。

このように、私たちのような金融商品被害を受けた場合、それも相続対策が目的だったために金額も半端ではない負債を不当に背負わされて、なおその上に高額であろう金融機関の弁護士報酬を負担することなど、そんな不条理があるか！と叫びたくなります。

以上の私の経験をもとにしていけば、弁護士報酬の敗訴者負担制度の導入で利益を得るのは社会的強者である大金融機関の側で、社会構造的に弱者でしかありえない市民・消費者の多くは必ず損害を受ける、と言い切りたいのです。

以 上

カビキラー事件 早すぎた提訴
欠陥商品による化学物質過敏症被害者の場合

村山 章

1 事案の概要

私は、昭和 57 年自宅の風呂のカビをとるためカビキラーを使用していて呼吸困難に陥り救急車で入院しました。それからというもの、香水、タバコの煙、その他微量の化学物質に触れると呼吸困難が再発する体になってしまいました。北里大学病院の宮田幹夫先生にみてもらい、「化学物質過敏症」と診断されました。医者からはカビキラーが原因だと言われたので、メーカーのジョンソン株式会社に賠償請求することにしました。しかし、メーカーは責任を否定したので、やむなく訴訟を起こすことになりました。私が提訴したことによって厚生省も動き、メーカーは製品の次亜塩素酸ナトリウムや水酸化ナトリウムの危険物質の濃度を下げ、噴霧式からムース式に改良し消費者が吸い込まないようにし、注意表示も充実させ、その後の被害は殆ど防止されました。東京地裁の第 1 審は勝訴しました(平成 3 年 3 月 28 日判決:判例時報 1381 号 21 頁)が、被告メーカーが控訴し、高等裁判所で逆転敗訴(平成 6 年 7 月 6 日:判例タイムズ 856 号 227 頁)、上告しましたが及ばず、私の敗訴が確定しました。

2 敗訴の理由

敗訴の理由は、一つは私の苦しみは一過性で損害賠償を認めるほどの被害ではない、もう一つは、その後継続して化学物質過敏症で苦しんでいるというが、それはまだ一学者の仮説に過ぎない、というものでした。この高等裁判所の判決を聞いたときのショックは 10 年経った今でも忘れられません。私が救急車で運ばれるほど苦しみ、その後何年も病院通いをしている現実を高等裁判所の裁判官は理解してくれなかったのです。裁判官は、足を踏まれて「痛い!」と訴えている人に「それは痛くないはずだ」と言っているのです。大学を出て裁判官しか経験していない人はこんなにも社会の常識や市民の気持ちからずれてしまうのか、私が相談した弁護士とは全く違った感覚の人だと思いました。

そしてもう一つ、「化学物質過敏症は仮説にすぎない」、と言われましたが、私のために法廷で化学物質過敏症について証言して下さった宮田幹夫先生はアメリカ留学で化学物質過敏症を学び、日本に最も早く報告した第一人者で、同先生らの尽力で、いまや厚生労働省も正式に認める病名になりました。シックハウス症候群もその一つであることは今や皆知っています。「化学物質過敏症は仮説にすぎない」、と言って私の請求を棄却した裁判官(上谷清、小川英明、曾我大三郎)は、自分の判断の誤りがあきらかになった今日、一体どう思っているのでしょうか。

3 間違った判決

私が負けた判決は完全に間違っていたのです。もし勝訴した側の弁護士費用は敗訴者が負担するルールだったら、私はさらに深手を負ったはずです。私どもの消費者弁護士と違い大手メーカーの弁護士は大事務所の人が多く、その費用は高額になると聞きますと、とても恐ろしいことだと思います。

私はこの裁判は負けるはずがないと思っていました。しかし、裁判官が世の中の動きについていけなくて、その無理解から、前例踏襲主義から抜け出せず、勝つべき被害者を敗訴させたのです。その意味では、私の提訴は裁判所にとっては早すぎた提訴だったのかもしれない。しかし、私の提訴がマスコミでも取り上げられ、消費者への注意喚起になったし、メーカーも製品を安全なものに改善し、新たな被害の防止に役立ったはずです。この場合の、メーカー側の弁護士費用は、誰が負担すべきでしょうか。メーカーは私に請求できるでしょうか。裁判所は、私に払えと命じることはできるのでしょうか。そんな不公平で正義に反したことはできるのでしょうか。

弁護士報酬の敗訴者負担制度など導入されたら、そもそも提訴段階で、裁判官の無理解で敗訴するかもしれない、その場合メーカーの弁護士費用を払わされたらどうしよう、と考えることが必要になります。私のような提訴はどんどんできるようにしておかないと世の中よくなりません。弁護士報酬の敗訴者負担制度など絶対に導入してはいけません。

私は日本でも有数の大企業と言われる電機メーカーに勤務する57歳のサラリーマンです。

さて、私と裁判とのかかわりですが、中卒で入社して2～3年の事ですので40年近く前の事です。当時職場異動、工場移転の問題で、労使の緊張が高まっている時に、些細なミスを理由に、会社がたて続けに二人の労働者を解雇してきました。親しい友人でしたし、自分の問題として、「労働基準法」を始めとする法律を勉強しながら、争議団として、約4年間、裁判を闘いました。

そして、2年前に商工ファンドの保証債務の問題で、私自身が原告の一人として、「債務不存在・損害賠償請求」を東京地裁に提訴して闘ってきました。

この裁判は、商工ファンドの担当者が厳しいノルマの達成の為に、主債務者の弟を「偽の保証人」に仕立て、過剰な追加融資を実行し、更に私を保証人にする為に、初めての融資の様に装い、既存債務を隠し、根保証について、十分な説明をしないまま、「これ以上の融資はしません。」と嘘をつき、短期間に6～7千万円もの融資をしたものです。

主債務者は数千万円の債務を残して倒産、自身は行方不明となり、先の自分が知らない間に保証人とされた私の義兄と共に突然の内容証明で、商工ファンドから、「一千万円を払え。」との請求を受けたのです。

当初は、どうしたら良いか分からずに、試行錯誤のすえ、多重債務被害者全国交流集会で紹介された、「商工ローン対策弁護団」の弁護士のアドバイスで、東京地裁に提訴したものです。

新潟と横須賀の二人を中心に、全国の「商工ローン対策弁護団」の弁護士20人以上に訴訟代理人となって頂き、10数回の準備書面期日、4回の証人尋問、その他準備書面の打ち合わせ、証人調べの対策、必要書類の入手等先生には大変お世話になりました。

先日判決が有りましたが、「替え玉保証人」については、被害の関与を全く認めず、その責任を追求せず、私に対しては「一千万千と遅延損害金を支払え。」と全く納得のいかない判決であり、現在、高裁に提訴する準備を進めているところです。

地裁の着手金、弁護士報酬は非常に安くしてもらい、高裁に向けても、裁判所に提出する印紙代と新潟からの交通費数回分で消えてしまうような金額で引き受けて貰いました。

自分の弁護士費用さえ十分に払えないのに、負けたら相手の弁護士の報酬まで払えと言われたら、とても裁判は起こせません。

先日、先生に「2年間でどのくらいの費用ですか？」と聞いた所、大変控えめに「100万円は下らないでしょう」とのことでした。通常法律事務所に相談に行けば「30分5千円」の相談料を払います。これを考えれば100万円では安すぎます。ましてや相手の弁護士は幾ら請求してくるかわかりません。もしこんな事になったら、ただでさえ不当な高利に苦しんでいる多重債務者は裁判など起こせません。

絶対に「勝訴」が約束された裁判などありません。私達は裁判に勝たなければならないから裁判に訴えるのです。それはその事では、生活を立て直し、商売を続ける事が出来ないからです。この様な、弱い者の生きる為の選択肢を狭めるような制度には絶対反対です。

中国人戦後補償は、勝訴判決が出された劉連仁訴訟や福岡訴訟など日本各地で提訴されている中国人強制連行・強制労働裁判をはじめ、平頂山事件、「慰安婦」、731部隊・南京大虐殺・無差別爆撃など、日本政府と企業を相手取り、謝罪と一人2000万円の補償を求めて裁判を起しています。私たちは、裁判を通して中国人戦争被害者の尊厳と名誉回復実現と日本（人）の戦争・戦後責任を果たそうと、弁護団と裁判支援団体である「中国人戦争被害者の要求を支える会」がお互いに協力しあい、日々翻弄しています。

裁判で中国人戦争被害者の本人尋問では、日本政府や企業に「お金ではない。誠意を持って、事実を認めてもらい、謝罪してほしい」と口々に言っています。対して被告である日本政府や企業は、除斥期間や国家無答責などを持ち出し、事実を認めない、謝罪をしないという誠意のない対応をしています。日本政府や企業は、戦後補償裁判を避けて通りたい裁判だと考えています。中国人戦争被害者は当然ながら高齢の方が多く、すでに亡くなられている被害者もいます。1日も早い解決が望まれています。

この裁判は、多くの労力と期間がかかります。被告が日本政府と企業が相手ですので、もし裁判で負けたら、日本政府や企業からさまざまな言いがかりをつけられ、理不尽な弁護士費用を請求される可能性があります。こんなことになれば、こうした裁判は起こせなくなるでしょう。

戦後補償の実現へ向け、裁判でさまざまな成果が積み重ねられてきました。その成果の一部として昨年7月の東京地裁での劉連仁訴訟判決では、除斥期間の適用を「正義と公平の原則に反する」として退け、日本政府の戦後責任を認定し、2000万円の賠償を命じました。今年4月の福岡地裁での強制連行福岡訴訟判決では、劉連仁訴訟と同様に除斥期間の適用を退け、国と企業の共同不法行為という事実を認める判決を勝ち取られてきています。その他の訴訟でも一部ですが、事実を認める判決ができるようになってきています。今後、今以上に日本政府と企業に対して戦後補償を迫る上で、裁判の積み重ねが重要になります。この制度が始まれば、中国人戦争被害者が日本政府や企業に対して戦後補償を要求するチャンスを奪われることになります。中国人戦争被害者は、いったいどうしたらいいのでしょうか？

補足説明

中国人強制連行・強制労働は戦時中、労働力不足から企業からの強い要請を受けて日本政府が国策として行われ、4万人弱の中国人が日本の鉱山や港など日本全国で135の事業所で働かされました。ほとんどの人が過酷な労働条件と粗末な食事だけで働かされ、約7000人の人が亡くなっています。

劉連仁さんとは？

劉さんは1944年、中国・山東省の自宅の前で突然に拉致され、北海道の明治鉱業の鉱業所に連行され、石炭掘りや運搬作業をさせられました。1945年7月、劉さんは逃亡を決行し、日本の敗戦も知らずに13年間も北海道の山中に隠れていました。1958年、地元の人に発見されましたが、日本政府は強制連行の事実を認めず、反省・謝罪のかけらもなかったため、劉さんは日本政府に対する抗議声明を突きつけて、中国に帰りました。劉さんは1996年3月、謝罪と賠償を求めて日本国を相手に裁判を起しました。そして2000年9月2日、胃ガンのために87歳で死去しました。劉さんは遺言で「裁判を勝利させてほしい。たとえ負けたとしてもこの裁判は子から孫へ、必ず引き継いでほしい。この裁判を全世界の人たちに伝えてほしい」と語りました。裁判は家族が引き継ぎ、2001年7月、勝訴判決を勝ち取りました。しかし国が控訴し、闘いは高裁に舞台を移しています。

男女平等を求める裁判への道をとざす弁護士費用の敗訴者負担

野村証券男女賃金昇格差別事件原告 関口 ゆみ子

- 1 提訴から8年を経た2002年2月20日、東京地方裁判所は、私たち13名の原告女性が、使用者である野村証券を被告として起こした男女賃金昇格差別事件について、12名に対して各350万円から490万円の慰謝料及び各1割の弁護士費用の請求を認める判決を出しました。会社は即日控訴をし、私たち原告も控訴をしました。

この訴訟で私が請求していた1991年から2001年の男女差別による差額賃金は11年間で約4200万円になります。年収で400万円近い男女格差です。

- 2 会社は、私たちの入社以来、男女別賃金で女性を低い賃金に留める処遇をし、男性であればほぼ例外なく入社13年目に課長代理に昇格させていたにもかかわらず、女性は昇格から排除してきました。そして1986年以降は一方的に男性を総合職、女性を一般職と名称変更して「コース別」を導入しました。私たちはこうした会社の処遇を男女差別として、同期同学歴課長代理の男性社員との差額賃金の支払等を求めました。

これに対して、判決は、男女別処遇を憲法14条の趣旨に反するとしながらも、私たちが入社した1960年前後では、男女別の採用は企業の効率的な労務管理の点からは不合理な差別とはいえない、1999年4月1日施行の改正均等法以前には採用、配置、昇進の違いを禁止してはならず、男女コース別採用や処遇が違法とまではいえないとしました。そして、改正均等法が施行されて男女別の配置昇進は禁止された後も男女別処遇であるコース別を維持していることのみを違法として、慰謝料・弁護士費用の請求を認めたのです。

- 3 野村証券は、かつて日経ビジネス誌で日本一男女賃金格差の大きい企業として紹介されたことがあります。男女の賃金格差が大きい、すなわち女性差別がひどい会社ほど、裁判で是正を求める請求額は大きなものとなり、訴え提起のためにかかる印紙代だけでも多額になります。判決まで時間がかかればその間に請求額も多くなります。

この判決で、もし相手方の弁護士費用を支払うことになった場合にはもっと大変なことになると思います。私たちが男女差別を受けたことが認められたにもかかわらず、判決で認められた金額は請求額の1割ほどなので、残り9割は会社の勝訴となり、その弁護士費用を私たちが負担することになりかねません。

在職中の賃金格差は、退職金や厚生年金にもはねかえり、差別の影響は一生続くこととなります。私たちはこうした状況を改めるために裁判による是正を求めてきました。日本の労働裁判は時間もかかります。このような中で弁護士費用の敗訴者負担が導入されれば、女性は差別を是正するために裁判を起こすことなどできなくなってしまいます。